

## 譲渡損失の繰越控除

買い替えなどで損が出た場合、最長4年間の所得税・住民税と相殺でき、所得がゼロなら課税されない。買い替え先の住宅ローン控除とも併用できる。

### 適用期限は「いつ」？



2011年12月31日譲渡まで

※譲渡の日を元に、新たなマイホームを購入する時期、入居時期も併せて条件となる

### 申請方法は？

確定申告

### チェック 繰越控除のシステムとは？

●所得600万円で譲渡損失が2000万円発生した場合

所得の金額が損失と相殺され  
所得ゼロと見なされる

